平成25年4月1日25世保福指第7号

改正

平成26年3月12日25世保福指第303号 平成29年8月22日29世保福指第51号 平成30年3月28日29世保福指第169号 令和2年4月1日2世保福政第14号 令和3年3月3日2世保福政第738号

世田谷区社会福祉法人に係る認可等及び指導監査の事務に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第30条に規定する 所轄庁として区長が行う法第22条に規定する社会福祉法人(以下「法人」という。)に係る法第 32条の規定による認可(以下「設立認可」という。)その他の認可、認定、承認等(以下「認可等」という。)及び法第56条第1項の規定による監督として行う法人に対する指導監査(以下「指導監査」という。)の事務について、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請等の手続等)

第2条 認可等の申請等に係る手続、提出書類等については、別に制定する認可等の事務に関する 手引に定める。

(助言、指導及び事前の協議)

- 第3条 区長は、認可等の申請等を受け付けるに当たっては、法人を設立しようとする者(以下「設立者」という。)又は法人からの相談に応じ、前条の認可等の事務に関する手引等を基に必要な助言又は指導を行うものとする。
- 2 区長は、前項の助言又は指導を行うに当たり、必要に応じ、保健福祉政策部保健福祉政策課(以下「保健福祉政策課」という。)及び法人が運営する社会福祉事業、公益事業又は収益事業(設立者がその定款に定めようとする社会福祉事業、公益事業又は収益事業を含む。)の調整、指導等を所管する課(以下「事業所管課」という。)に相互の連携をさせるものとする。
- 3 区長は、第1項の助言又は指導を行うに当たり、必要に応じ、東京都知事その他の関係機関と の情報交換その他の連携を図るものとする。
- 4 区長は、設立認可を求める申請(第6条第3項において「認可申請」という。)を受け付ける

に当たって、設立者に事前の協議をさせ、法人としての適格性を確認するものとする。設立者が 東京都の社会福祉施設整備費の補助を申請するときも同様とする。

(社会福祉法人設立認可等審査委員会)

- 第4条 区長は、次に掲げる事項を所掌する社会福祉法人設立認可等審査委員会(以下「委員会」 という。)を設置する。
 - (1) 前条第4項の規定による確認(以下「事前確認」という。)及び法第32条の規定による審査(以下「設立審査」という。)に関すること。
 - (2) 法第56条第4項の規定による必要な措置をとるべき旨の勧告、同条第6項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令、同条第7項の規定による業務の全部又は一部の停止命令及び役員の解職勧告並びに同条第8項の規定による解散命令並びに法第57条の規定による事業の停止命令に関すること。

(委員会の構成)

- 第5条 委員会は、次に掲げる職にある者を委員として構成する。
 - (1) 保健福祉政策部長
 - (2) 保健福祉政策部保健福祉政策課長(第8条第3項において「保健福祉政策課長」という。)
 - (3) 当該法人に係る事業所管課の課長(以下「所管課長」という。)
 - (4) 所管課長が属する部の庶務を担当する課長
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、保健福祉政策部長が必要と認める者
- 2 委員会に委員長を置き、保健福祉政策部長をもって充てる。

(委員会の招集)

- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、設立認可等に関する学識経験を有する者等に委員会への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会は、第3条第4項の規定により法人としての適格性を確認した場合において、全ての委員が個別に認可申請の内容を見分して当該適格性を欠如していないと認めたときは、設立審査のために招集することを要しないものとする。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉政策課において処理する。

(審査の方法)

第8条 認可等に係る審査は、法のほか次に掲げる法人に関する法令及び地方自治法(昭和22年法

律第67号) 第245条の9の規定に基づく法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準その他の所管行政庁の通知に基づき行うものとする。

- (1) 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)
- (2) 社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)
- (3) 社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号 及び児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福 祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知)
- (4) 社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について(平成29年1月 24日雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局 長、厚生労働省社会・援護局長及び厚生労働省老健局長連名通知)
- (5) 社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚生労働省令第79号)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法人に関する法令及び所管行政庁の通知
- 2 事前確認又は設立審査は、法並びに前項に掲げる法令及び所管行政庁の通知に基づくほか別表 に定める社会福祉法人設立認可審査基準により行うものとする。
- 3 事前確認のために必要となる事項の調査は、保健福祉政策課長及び所管課長が相互に協力して 行うものとし、保健福祉政策課長は当該調査の結果を社会福祉法人設立認可審査表(様式)に記 録しておくものとする。
- 4 設立審査は、前項の社会福祉法人設立認可審査表を活用して行うものとする。 (標準処理期間)
- 第9条 認可等に係る標準処理期間は、30日とする。

(認可書等の交付)

- 第10条 法の規定に基づく所轄庁の認可若しくは認定又は所管行政庁の通知に基づく承認をする場合は、法人に対し認可書若しくは認定書又は承認書を交付するものとする。
- 2 前項の場合において、設立認可に係る認可書を交付するときは、当該法人の役員に就任する者 を参集させ、認可書交付式を挙行するものとする。

(命令に係る手続)

第11条 区長は、法第56条第6項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令、同条第7項の規定による業務の全部若しくは一部の停止命令若しくは同条第8項の規定による解散命令又は法第57条の規定による事業の停止命令を発するときは、行政手続法(平成5年法律第88号)、世田谷区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年9月世田谷区規則第107号)その他の関係法令

の定める手続を経るものとする。

(証明手数料の徴収)

第12条 法人の理事又は法人に対する寄附に係る所得税額の特別控除に関する証明手数料その他の 証明手数料は、世田谷区手数料条例(平成12年3月世田谷区条例第3号)の定めるところにより 徴収する。

(指導監査の実施)

第13条 指導監査は、社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(平成29年4月27日雇児発0427 第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社 会・援護局長及び厚生労働省老健局長連名通知)の定めるところにより実施する。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、保健福祉政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月12日25世保福指第303号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年8月22日29世保福指第51号)

- 1 この要綱は、平成29年8月22日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 世田谷区社会福祉法人指導検査実施要綱(平成25年4月1日25世保福指第8号)は、廃止する。

附 則 (平成30年3月28日29世保福指第169号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日2世保福政第14号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月3日2世保福政第738号)

この要綱は、令和3年3月3日から施行する。

別表(第8条関係)社会福祉法人設立認可審査基準

項目	主な確認事項	認可の基準	留意事項
組織運	 1 評議員及び役員構	1 役員等の就任予定者	1 理事に就任する者
営	成は、適正であるか。		
	2 評議員及び役員の	(1) 評議員	理事に就任する者は、社会福

就任予定者に、評議 員又は役員としての 適格性を欠く者はい ないか。

- 資格を有する者であ るか。
- 4 法人運営方針は、 確立されているか。
- 3 施設長予定者は、 ア 社会福祉法人の適正な 運営に必要な識見を有す る者のうちから適正な手 続により選任される見込 みであること。
 - イ 法第40条第1項に規定 する欠格事項に該当して いないこと。
 - ウ 当該法人の理事、監事 又は職員を兼ねていない こと。
 - エ 理事の員数を超える数 であること。
 - オ 各評議員又は各役員の 親族等及び特殊の関係が ある者が含まれていない こと。
 - カ 関係行政庁の職員が含 まれていないこと。
 - キ 実際に法人運営への参 画が困難な者、公職にあ る者等を名目的又は慣例 的に参加させていないこ

祉事業について熱意と理解を有 し、かつ、実際に法人運営の職 責を果たし得る者であることが 求められていることから、その 視点で人選がなされているこ と。

と。

ク 暴力団等の反社会勢力 の者でないこと。

(2) 理事

- ア 法第44条第1項におい て準用する法第40条第1 項に規定する欠格事項に 該当していないこと。
- イ 当該法人の評議員又は 監事を兼ねていないこ と。
- ウ 6人以上であること。
- エ 次に掲げる者が含まれ ていること。
 - (ア)社会福祉事業について識見を有する者
 - (イ)当該法人が行う事業 の区域における福祉に 関する実情に通じてい る者
 - (ウ)施設を設置している 場合は、当該施設の管 理者
- オ 親族等及び特殊の関係 がある者が制限数以内で あること。
- カ 関係行政庁の職員が含まれていないこと。
- キ 実際に法人運営への参

画が困難な者、公職にある者等を名目的又は慣例的に参加させていないこと。

- ク 暴力団等の反社会勢力 の者でないこと。
- (3) 監事
 - ア 法第44条第1項におい て準用する法第40条第1 項に規定する欠格事項に 該当していないこと。
 - イ 当該法人の評議員、理 事又は職員を兼ねていな いこと。
 - ウ 2人以上であること。
 - エ 次に掲げる者が含まれていること。
 - (ア)社会福祉事業について識見を有する者
 - (イ)財務管理について識 見を有する者(公認会 計士又は税理士の登用 が望ましい。)
 - オ 各役員の親族等及び特 殊の関係がある者が含ま れていないこと。
 - カ 関係行政庁の職員が含まれていないこと。
 - キ 実際に法人運営への参

		画が困難な者、公職にあ	
		る者等を名目的又は慣例	
		的に参加させていないこ	
		と。	
		ク 暴力団等の反社会勢力	
		の者でないこと。	
		(4) 会計監査人(法第37条	
		に定める特定社会法人の場	
		合)	
		会計監査人は、公認会計	
		士又は監査法人であるこ	
		と。	
		2 施設長	
		関係法令及び通知で定め	
		る資格を有する者であるこ	
		と。	
		3 法人運営方針	
		事業計画書等から法人の	
		運営方針が確立されている	
		こと。	
財政状	1 施設整備資金のほ	1 運転資金	1 補助金
況	か、法人設立当初の		
	事業運営資金は、確		
	実に確保されている		
	か。		
	2 国又は地方公共団	年間事業費(予算額)の	補助及びそれに必要な債務負
	体から補助を受ける	12分の1以上の金額である	担が確実であることについて、
	ことを予定している	こと。なお、介護保険法上	当該補助に係る国又は地方公共
	場合は、確実に補助	の事業を行う場合は、12分	団体による書面、所管課への照

]	1	1
	を受ける見込みがあ	の3以上の金額、障害者施	会等により確認することができ
	るか。	設等自立支援給付費制度の	ること。
		対象となる事業を行う場合	
		は、12分の2以上の金額で	
		あること。	
		2 法人事務費	
		必要額(原則1,000,000	
		円)以上の金額であること。	
事業	1 事業の将来性又は	1 事業	
	確実に運営される見		
	通しはあるか。		
	2 法令に基づく施設	(1) 法令に基づく施設の最	
	の最低基準その他の	低基準その他の要件を満た	
	要件を満たしている	していること。	
	カゝ。	(2) 法令に基づく許認可を	
		受けることが確実であるこ	
		と。	
所有予	1 寄附により所有予	1 契約書	1 不動産登記
定地	定地を取得する場合		
	にあっては、寄附が		
	寄附者の真意に基づ		
	くものであるか。		
	2 売買により所有予	実印を使用し、印鑑登録	(1) 所有権保存登記を完了して
	定地を取得する場合	証明書を添付しているこ	いない場合は、設立認可を与え
	にあっては、適正な	と。	ることができない。ただし、特
	契約に基づいている		別の事情があり、かつ、土地補
	カ′。		充課税台帳登録証明書の提出が
			あったときは、設立認可を与え
			てもよい。

- 3 所有予定地は実在 2 不動産登記 するか。
- (2) 所有権移転登記を完了して いない場合で所有権の移転を確 実に行うことを約した書面等に より確認することができるとき は、設立認可を与えてもよい。

- か。
- 正当な所有者である 有権移転登記を完了してい ること。
- 4 寄附者又は売主は(1) 所有権保存登記又は所(3) 抵当権その他の制限物権が 設定されている場合は、設立認 可を与えることができないの で、抵当権等の抹消登記を完了 することを求めた上で設立認可 を与えること。ただし、抵当権 等が抹消されることが確実であ るときは、設立認可を与えても よい。
- が設定されていないと。 カシ。
- 5 所有予定地に抵当 (2) 抵当権その他の制限物 2 建築確認等 権その他の制限物権 権が設定されていないこ

- 6 用途地域、建ペい3 建築確認等 率、容積率からして 所有予定地に施設を 建築することができ るか。
- (1) 施設に係る建築確認を受け ることが確実でない場合は、設 立認可を与えることができな 11

- 7 交通機関、医療施 アクセス等施設に係 る立地条件に支障が ないか。
 - 設、公共施設等への けることが確実であるこ と。
- 施設に係る建築確認を受 (2) 農地の転用許可を受けるこ とにより施設を建築することが できるようになる場合は、転用 許可の手続を完了した後に設立 認可を与えること。ただし、転 用許可の手続を完了していない

			場合であっても、特別の事情が
			あるときは設立認可を与えても
			よい。
	8 所有予定地に施設	4 その他	3 その他
	を建築することにつ	(1) 施設に係る立地条件に	(1) 施設に係る立地条件は、施
	いて地域住民が了解	支障がないこと。	設の種類に応じて考慮するこ
	しているか。		٤.
		(2) 施設の建築につき原則	(2) 地域住民の反対を受けてい
		として地域住民から反対を	る場合は、その代表者との話し
		受けていないこと。	合いを通じて問題の解決を図る
			よう指導し、話し合いの経緯及
			び結果を勘案して地域住民の了
			解の有無を判断すること。
借受予	1 所有者が国又は地	1 貸与又は使用許可	1 貸与又は使用許可
定地	方公共団体の場合に		
	あっては、貸与又は		
	使用許可を確実に受		
	けることができる		
	カゝ。		
	2 所有者が国又は地	国又は地方公共団体から	(1) 土地は、自己所有を原則と
	方公共団体以外の場	貸与又使用許可を確実に受	するが、それにより難い場合は、
	合にあっては、法人	けることができること。	国又は地方公共団体から貸与又
	に対して貸与の契約		は使用許可を受けなければなら
	(地上権設定契約又		ない(書面及び当該国又は地方
	は賃貸借契約)及び		公共団体の所管課への紹介等に
	地上権又は賃借権の		より確認することができるこ
	登記を行う意思があ		と。)。
	るか。		
	3 借受予定地は実在	2 所有者が国又は地方公共	(2) 貸与又は使用許可の期間

するか。

4 貸地人は、正当な 所有者であるか。

- 借受予定地に抵当 権その他の制限物権 が設定されていない か。
- 用途地域、建ペい 率、容積率からして 借受予定地に施設を 建築することができ るか。
- 設、公共施設等への アクセス等施設に係 る立地条件に支障が ないか。

団体以外の場合の貸与又は 使用許可

めて困難な地域において、 認められること。ただし、 次に掲げる場合には、都市 部以外においても認められ ること。

- 設置する場合(平成12年 8月22日付社援第1896 号・老発第599号通知に定 めるところによる。)
- ② 地域活動支援センター を経営する場合(平成24 年 3 月 30 日 付 社 援 発 0 3 3 0 第5号通知に定めるとこ ろによる。)
- 7 交通機関、医療施 ③ 障害福祉サービス事業 (療養介護、生活介護、 施設入所支援、自立訓練、 就労移行支援又は就労継 続支援を行うものに限 る。)を行い、又は身体 障害者社会参加支援施設 を経営している既設法人 が福祉ホームを経営する 場合(平成12年9月8日 付障第669号・社援第2028

- は、国又は当該地方公共団体が 設定した期間でよいこと。
- 都市部等土地の取得が極 2 地上権設定又は賃貸借契約

① 特別養護老人ホームを (1) 例外的に国又は地方公共団 体以外の者からの借受が認めら れているが、この場合、地上権 又は賃借権の設定及び登記が必 要である。ただし、次に掲げる 場合には、地上権又は賃借権の 登記を行わないことができる。

> ① 独立行政法人都市再生機構 又は東京都住宅供給公社の土 地の貸与を受けて使用する場 合であって、貸与確約書があ るとき。

- 8 借受予定地に施設 を建築することにつ いて地域住民が了解 しているか。
- 号通知に定めるところよ る。)
- ④ 既設法人(第一種社会 福祉事業のうち児童福祉 法、老人福祉法若しくは 障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援す るための法律に基づく事 業又は第二種社会福祉事 業のうち保育所を経営す る事業若しくは障害福祉 サービス事業(療養介護、 生活介護、自立訓練、就 労移行支援又は就労継続 支援を行うものに限る。) を行うものに限る。)が 通所施設を設置する場合 (平成12年9月8日付障 第670号・社援第2029号・ 老発第628号·児発第732 号通知に定めるところに よる。)
- 5) 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合(平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号通知に定めるところによる。)

② 既設法人が通所施設を設置する場合(左記認可の基準2④)又は既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合(左記認可の基準2⑤)で、貸主が、東京都住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

⑤ 既設法人以外の社会福 (2) 借地借家法に違反する点が 祉法人が保育所を設置す あれば、違反事項を是正の上認 る場合(平成16年5月24 めること。

- ⑥ 地域密着型介護老人福 3 地代 祉施設の「サテライト型 居住施設」又は構造改革 特別区域において「サテ ライト型障害者施設」を 設置する場合(平成16年 12月13日付社援発第 1213003号・老発第 1213001号通知に定める ところによる。)

- 約
- 3 地上権設定又は賃貸借契 (1) 地代については、原則とし て無料であること。有償の場合 は、地代の確実な財源の見通し がある場合にのみ認めること。
- いないものであること。
- (1) 借地借家法に違反して (2) 地代の贈与契約書及び寄附 者の所得証明書等により寄附能 力を確認すること。
- (2) 実印を使用し、印鑑登 (3) 制度上、地代に施設収支差 録証明書が添付されている こと。
 - 額を充当できる場合には、その 収支見込みに無理がないか、収 支予算書等により確認するこ と。
- 4 地上権又は賃借権設定登 4 所有予定地との共通 記

その事業の存続に必要な 期間の地上権又は賃借権の 設定、かつ、登記が確実に 行われること。

その他左記基準6から8まで は、所有予定地に係る留意事項 と同様であること。

5 地代

			l l
		地代については、法人の	
		経営の安定性の確保及び社	
		会福祉事業の特性を考慮	
		し、無料又は極力低額であ	
		ることが望ましく、また、	
		長期間にわたって支払う能	
		力が認められること。	
		6 不動産登記	
		(1) 所有権保存登記又は所	
		有権移転登記を完了してい	
		ること。	
		(2) 抵当権その他の制限物	
		権が設定されていないこ	
		と。	
		7 建築確認等	
		施設に係る建築確認を受	
		けることが確実であるこ	
		と。	
		8 その他	
		(1) 施設に係る立地条件に	
		支障がないこと。	
		(2) 施設の建築につき原則	
		として地域住民から反対を	
		受けていないこと。	
資金計	1 事業規模は適正で	1 資金計画	1 補助金
画	あり、相応した資金		
	計画であるか。		
	2 国又は地方公共団	施設建設資金は、補助金、	補助及びそれに必要な債務負
	体から補助を受ける	公的借入金(独立行政法人	担が確実であることについて、

ことを予定している 場合は、確実に補助 るか。

福祉医療機構等貸付金をい う。以下同じ。)のほか、 を受ける見込みがあ 確実な寄附金によること。

当該補助に係る国又は地方公共 団体による書面、所管課への照 会等により確認することができ ること。

3 借入金は、確実に 2 公的借入金 調達することができ る見込みがあるか。

2 民間借入金

4 寄附金(設立当初

当該事業に係る長期借入 の自己資金)は、確 金は、原則として公的借入 実なものであるか。 金(独立行政法人福祉医療 機構の協調融資を含む。) に限るものであること。

民間資金の借入れを行う場合 には、その償還財源が確実に確 保されること。

5 借入金償還の見通3 民間借入金 しはあるか。

(1) 民間資金の借入金を予 定している場合は、事業規 模を縮小する等により適正 な財源の範囲に留めるこ と。

3 寄附金

寄附金は、寄附者において確 実に保有されていなければなら ないこと。

(2) 民間資金の借入金の償 4 償還財源寄附金 還財源は、区からの補助金 等確実なものを確保するこ と。

を担保としないこと。

(3) 基本財産となる土地等 (1) 寄附者(保証人も含む。以 下同じ。)の財政負担能力に比 して過大であるものは認められ ないこと。

4 寄附金

(2) 個人寄附については、年間 所得額から控除した後の所得額 が社会通念上その者の生活を維

と。 寄附金は、施設建設計画 (3) 完済までの寄附の場合は、 に基づく自己資金として十 分と認められる額であるこ と。 5 償還財源寄附金 償還財源として確実に寄 附される見通しがあるこ と。

持することができると認めるこ とができる額を上回っているこ

- 完済時においても寄附すること ができる年齢であること。ただ し、寄附の承継者を置く場合は、 認められること。
- 5 介護保険事業の収支差額 収支見込みに無理がないもの であること。
- 6 介護保険事業の収支差額 償還財源として認めるこ とができる範囲内の額で、 かつ、確実に充当すること ができる見通しがあるこ と。